

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営管理機能の充実を図ることを重要な経営課題のひとつとして位置付けております。具体的には、当社の「経営理念」において、「経営トップは私欲に負けず(公私混同をしない)、常に組織(企業)の利益を第一に考え、行動し、利益は株主、社員、社会(主として税金)に公平に分配する。」と、経営トップの倫理観を第一義に取り上げ、また「企業を信頼し、投資して下さった株主に感謝し、その資本を有効に使用させて貰い、責任を持ってその期待にこたえること。」と株主重視の経営を明確にしております。このような基本認識とコンプライアンス及びリスク管理に対する重要性の認識に基づき、株主を重視しつつ社会的信頼に応えるため、当社グループ企業全体が一体となって、コーポレートガバナンス向上に向けた取り組みを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則を基本的に遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ジーエルサイエンス株式会社	508,400	65.73
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	39,000	5.04
テクノクオーツ株式会社従業員持株会	12,800	1.65
株式会社山形銀行	10,000	1.29
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY	8,000	1.09
株式会社三菱UFJ銀行	8,000	1.03
丸山 譲	4,100	0.53
株式会社山口銀行	4,000	0.52
住友生命保険相互会社(特別勘定)	2,600	0.34
根生 辰男	2,450	0.32

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	ジーエルサイエンス株式会社 (上場:東京) (コード) 7705
--------	----------------------------------

補足説明

当社の親会社ジーエルサイエンス株式会社は、東京証券取引所第2部に上場し、当社株式の65.7%を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	ガラス・土石製品
----	----------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引条件については、その他の取引先との取引と同じく、市場価格、総原価を勘案した当社希望価格を提示し、一般取引先の条件と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社からの独立性に関する考え方・施策等につきましては、親会社及び当社が共有する経営理念のなかで「非同族会社の設立」「系列化に属さず自主的に企業を運営する」を謳っており、親会社との兼務役員はおりません。

事業内容につきましても、親会社とは業態を異にしており、直前事業年度における親会社に対する売上は0.5%であります。経営及び事業運営に関する独立性は十分に確保されていると考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川 和弥	他の会社の出身者											○
谷口 茂樹	他の会社の出身者											○
森田 岳人	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 和弥	○	○	過去に当社の取引銀行である三菱東京UFJ銀行(入行当時三菱銀行)に勤務、2009年に同行を退職。その後一般企業の執行役員を歴任。	<p><選任理由> 銀行の支社長を歴任後、一般企業より招聘され、執行役員を歴任し、財務・会計をはじめとする豊富な知識と経験を有しており、社外取締役としての役割を十分果たすことが期待できるためです。</p> <p><独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないためです。</p>

谷口 茂樹	○	○	過去に当社の取引銀行である山形銀行に勤務、2017年に同行を退職。	<選任理由> 銀行の支店経営等豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるためです。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないためです。
森田 岳人	○	○	2004年に東京弁護士会に登録。同年松田綜合法律事務所に入所し、2016年同事務所パートナーに就任。	<選任理由> 弁護士として企業法務やコーポレートガバナンスに精通しており客観的に経営に対して助言いただけることが期待できるためです。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないためです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社内部監査部門の監査部に属する者が、兼務する形で監査等委員会職務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、監査計画の内容と個別監査に関する監査結果の内容につき常勤監査等委員及び監査等委員会に逐次報告し、意見交換を行い、監査等委員会はそれらの報告や意見も参考にして、内部統制システムの整備・運用状況の把握に努めております。また、会計監査人と定期的に意見交換の場をもち、会計監査に関する状況について意見・情報交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の経営理念に「利益は、会社、株主、社員、社会に公正に分配する」と謳っております。この理念に基づき、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

該当ありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度の取締役の個人別報酬等の内容が決定方針と整合していることを監査等委員会からの助言及び提言も踏まえて判断しております。取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりであります。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、以下の基本方針により決定するものとする。

- 健全で持続的な企業成長と株主価値の向上を重視した報酬制度とする。
- 優秀な経営人材を確保できる競争力ある報酬体系と水準を指向する。
- 報酬決定プロセスの客観性・透明性と報酬の妥当性を確保する。

2) 取締役の個人別報酬(金銭報酬)の額の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別報酬(金銭報酬)の額について、定時株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で、以下の方針により決定する。

<固定報酬>

・月例定額報酬

月例定額報酬は、基本報酬部分とその職務に応じて算定される手当部分により構成し、その額は社員最高位の給与を参考に、役位・職責に基づいて、業績・経営環境等も総合的に勘案して決定する。なお、非常勤監査等委員は、職務内容を踏まえて基本報酬部分のみとする。また、原則として毎年6月開催の定時株主総会終了後に、同年7月より翌年6月までの1年間の報酬額を決定する。

<業績連動型報酬>

・役員賞与

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上への意識を高めることを目的に支給するものであり、半期ごとの業績(売上高目標達成率及び売上高営業利益率)に連動して支給される社員賞与の年間支給水準を踏まえた「役員賞与に係る運用基準」に基づいて決定し、原則として対象事業年度の決算公表後に支給する。なお、非常勤監査等委員は対象外とする。

<その他の金銭報酬>

・退職慰労金

退職慰労金は、退任する取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役に対し、定時株主総会の決議による承認を前提に、「退職慰労金贈呈基準」に基づいて、月例定額報酬の基本報酬部分と職位(係数)及び在任期間等により決定し、退任後に支給する。

3) 取締役の個人別報酬の額の割合の決定に関する方針

当面は非金銭報酬等の導入を見合わせ、金銭報酬を100%とする。金銭報酬のうち業績連動型報酬の割合は30%以内を目安とする。

4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別報酬等の内容は、取締役(監査等委員を除く)については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会で、個々にb.取締役の個人別報酬(金銭報酬)の額の決定に関する方針に基づいて協議のうえ決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務部より取締役会の開催、議案内容及び関連事項についての情報伝達及び、グループウェアにより各部門からのその他案件に関するサポートができる環境を整えております。

監査等委員である社外取締役に対する情報伝達は、常勤の監査等委員が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 取締役会は原則として月1回開催し、経営方針等会社の業務執行上の重要な事項に関する意思決定を行っております。また、取締役社長並びに取締役、常勤監査等委員、執行役員で構成される経営会議を原則として月1回開催し、業務執行状況の報告及び経営上の重要事項を審議する場を増やすことにより、意思決定の迅速化を図っております。
- コンプライアンス(職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)につきましては、理想の企業作りをより計画的・効率的に

推進するために「コンプライアンス規程」を制定しております。その推進体制として「コンプライアンス委員会」を設置し、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」等で定めた行動原則に従い、ジーエルサイエンス企業グループとして法令遵守及び企業倫理向上に努めています。また、内部通報制度として、社内外からの相談・報告窓口を設けております。

・リスク管理(損失の危険の管理に関する体制)につきましては、様々な経営リスクへの適切な対応を行うために「リスク管理規程」を制定し、不測の事態や危機の発生時の体制を整備し社内周知を図るとともに、「リスク検討会」で定期的にリスク管理を行い、当社グループのリスク管理体制を整備・構築しております。

・監査等委員会は常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の3名体制で構成され、全員が社外取締役であります。「監査等委員会規則」に従い、監査等委員会として客観的な視点から定期的かつ必要に応じて監査を実施しております。監査等委員会の具体的な監査の方法としては、取締役との面談、重要な会議への出席と意見陳述、重要な決裁書類等の閲覧、各部門・部署または子会社の業務執行状況の聴取などであり、経営監視機能の客観性及び中立性並びに経営の健全性、透明性が確保されていると認識しております。

・内部監査は、社長直轄にある内部監査部門3名により、内部統制システムの整備を図るとともに当社及び子会社における業務活動が法令、定款及び社内ルールなどに基づき公正かつ効率的に運営されているかの検証及び改善のための助言、勧告活動を行っております。

・さらなる経営の透明性とコンプライアンス体制の強化に向けて法律事務所と顧問契約を結ぶとともに、弁護士の森田氏と社外取締役監査等委員として契約したことにより、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を受けられる体制をより強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、2016年6月21日開催の第40回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	1人でも多くの株主の皆様に参加いただけるよう、例年集中日を避けた、6月20日前後を株主総会開催日としておりますが、本年は22日開催となりました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算説明会を5月に開催しております。2021年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためリモート開催とさせていただきます、説明会資料を弊社ホームページに掲載しております。また、アナリスト・機関投資家からの取材に対して個別に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	連結決算短信(四半期ごと)、事業報告書、決算説明会資料、過去5期分の経営資料グラフ、決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 管理本部、IR担当役員: 岸 慎二	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、さまざまなステークホルダーの立場を尊重し、また信頼を獲得するため、経営理念に基づく、より具体的な行動の指針として「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2004年4月に環境マネジメントシステムの国際基準「ISO14001」の認証を取得し、地球環境の保全のため、循環型社会の確立に向けた事業活動を推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

「内部統制システム整備に関する基本方針」の内容は以下のとおりです。

1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、「創立の根本精神及び経営理念」において「経営者は私欲に負けない」と謳っているように、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。

2. 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。

3. 内部監査担当による監査と監査等委員である取締役(以下、監査等委員という。)による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づき、文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧、謄写できるものとする。

3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に管理・対応部門を決定し適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から規程類の整備を行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、定時取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。

2. 取締役は、取締役会規則等の職務権限・意思決定に関する規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。

3. 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標達成に向けて、迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。

5) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、「創立の根本精神及び経営理念」のなかで、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。

2. 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。

3. 企業理念、企業行動規範、企業倫理規程等、コンプライアンス体制にかかる規程を役職員が遵守し、自ら定めた高い倫理観を持続しながら企業活動を行うためのコンプライアンス教育・啓発を行う。

4. 内部監査担当による監査と監査等委員による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。

5. 法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループの企業は経営理念を共有しており、取締役及び使用人に対し、当社同様高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求めている。

2. 子会社の経営については、子会社の独立性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき適切な管理を行う。子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社はこれらを推進し運営管理する。

3. 内部監査部門は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、グループ企業全社について業務の遂行状況及び内部統制の状況について監査する。

4. 監査等委員は、連結経営に対応したグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査担当と密接に連携する。

7) 監査等委員がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門に所属する使用人は、監査等委員が求めたときは、その指揮命令のもとに監査等委員の職務の補助を行う。

8) 前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

1. 監査等委員の補助業務を担当中の内部監査担当員は、監査等委員の指揮、監督のもと、他の取締役の指揮、監督は受けないものとする。

2. 内部監査担当の人事、組織の変更等については予め監査等委員会の同意を必要とする。

9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。

2. 取締役及び使用人は、当社グループの事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容については遅滞なく監査等委員会に報告する。

3. 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。

4. 取締役及び使用人は、監査等委員が事業に関する報告を求めた場合、または監査等委員が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し、監査等委員に協力する。

5. 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役会と監査等委員会との協議により決定する方法による。

10) 監査等委員会及び監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会及び監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことをいっさい禁止する。

11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。また、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 代表取締役は、監査等委員と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。また、経営計画会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査等委員の出席を確保する。

3. 監査等委員会は、内部監査部門の実施する内部監査にかかる年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

4. 監査等委員は、独自に意見形成するため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他アドバイザー等の外部専門家との連携を行うことができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの取締役および従業員は「ジェエルサイエンスグループ企業行動指針」および「コンプライアンス規程」を徹底し市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し関係を遮断します。警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り対応を行うこととしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 会社情報適時開示の担当部署及び情報取扱責任者について

担当部署 管理本部

情報取扱責任者 常務取締役管理本部長 岸 慎二

2. 決算情報に関する適時開示

(1) 決算業務は経理部が担当し、さらに総務部が協力し迅速かつ正確な処理に努めております。

(2) 子会社を含め、年間予算を月次予算に展開し、月次決算にて予実分析を行っております。

(3) 月次予実分析により年間予算に対する進捗状況を管理し、適時開示につなげるとともに四半期を含めた決算の早期開示を図っております。

3. 会社情報適時開示への取り組みについて

(1) 当社は会社情報を積極的に開示していく方針であり、取引所及び主幹事証券会社との連絡をより密接にするために、会社情報の開示担当者として情報取扱責任者を定め、各種通知、事務連絡等を迅速かつ円滑に行い、適時、適切な企業情報開示に努めております。

(2) 情報取扱責任者は、役職員が業務上知りえた内部情報を一元管理し、重要な情報は直ちに社長に報告するとともに、開示の要否について判断しております。

(3) 情報取扱責任者は、社内経営情報の早期把握に努め、必要に応じて取引所、主幹事証券会社、監査法人等の指導、助言を得ながら、開示の要否について速やかに判断するよう心がけております。

(4) IR活動につきましては、資本市場における正当な評価を受けることの重要性に鑑み、社長自ら率先して取り組んでおります。今後はホームページを一層充実させること等により、さらに広く公平な開示に努めてまいります。

(5) 内部管理体制の適切性や有効性については、内部監査等により定期的に検証し、その結果を必要に応じて問題点の改善、是正に関する提言とともに経営者に報告する体制としております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

